

スカイベリーコンソーシアム ICT システム構築業務
公募型プロポーザル募集要領

1 業務の概要

(1) 業務名

スカイベリーコンソーシアム ICT システム構築業務

(2) 業務の目的

スカイベリーの優良農家の栽培管理情報や、糖度や食味調査の結果情報等をインターネットを活用して収集・分析して、生産者及び関係者に提供するシステムを構築し、スカイベリーの高度栽培技術の確立と迅速な普及拡大を図る。

(3) 事業内容

スカイベリーコンソーシアム ICT システム構築業務委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から平成27年3月31日（火）まで

2 事業費

2,160,000円（消費税及び地方消費税額を含む）を上限とする。

3 参加資格

説明会への参加者の資格要件は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (2) 参加表明書及び企画提案受付期間において、栃木県競争入札参加資格者停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指定停止期間中でない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項の規定に基づく再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項の規定に基づく更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

4 日程

平成26年	9月	5日（金）	公募型プロポーザル募集要領等配布
平成26年	9月	11日（木）	事業説明会
平成26年	9月	16日（火）	参加表明書の提出期限
平成26年	9月	25日（木）	企画提案書の提出期限
平成26年	9月	下旬	選定委員会の実施及び審査結果通知

5 手続き

(1) 事業説明会の開催

本事業の実施を希望する者は、必ず当説明会へ参加することとし、下記により参加申込書（様式1）を添付し申込みをすること。

ア 開催日時等

平成26年9月11日（木）午前10時から

栃木県農協会館4階第2会議室（〒320-0033 宇都宮市本町12-11）

イ 申込方法 電子メール、ファクシミリによる。

ウ 申込期限 平成26年9月10日（水）

エ 申込場所 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12-11 JA 会館4F

（一社）とちぎ農産物マーケティング協会 担当：上杉

TEL：028-626-2150 FAX：028-643-7853

E-mail: uesugi_t@tochigipower.com

(2) 参加表明及び資格確認

プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式2）及び公募型プロポーザル参加資格確認書（様式3）を添付し申込みをすること。

ア 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）による。持参による提出の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

イ 提出期限 平成26年9月16日（火） 午後5時必着

ウ 申込場所 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12-11 JA 会館4F

（一社）とちぎ農産物マーケティング協会 担当：上杉

TEL：028-626-2150 FAX：028-643-7853

E-mail: uesugi_t@tochigipower.com

(3) 企画提案書

ア 企画提案書は、スカイベリーコンソーシアム ICT システム構築業務委託仕様書をもとに作成すること。ただし、A4判用紙（A3判の折込可）を原則とする（ページ数の制限なし。）。

イ 提出部数 10部

ウ 提出方法 持参、郵送（書留郵便に限る。）による。持参による提出の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

エ 提出期限 平成26年9月25日（木） 午後5時必着

オ 申込場所 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町12-11 JA 会館4F

（一社）とちぎ農産物マーケティング協会 担当：上杉

TEL：028-626-2150 FAX：028-643-7853

E-mail: uesugi_t@tochigipower.com

カ 企画提案にあたっての留意事項

(ア) 企画提案書は、1者1提案までとする。

(イ) 企画提案の内容は、見積もりの範囲内で実現可能なものに限る。

キ 企画書提案書作成に係る質問の受付及び回答について

(ア) 質問は、電子メール（様式自由）にて上記(3)オ宛送信すること。質問のあった事項については、質問を提出した者に対して電子メールにより回答するものとし、回答内容は非公開とする。

(イ) 質問の受付期間は、平成26年9月11日（木）から9月25日（木）までとする。

6 審査・選定方法

- (1) スカイベリーコンソーシアムは別途定める審査委員からなる審査委員会を設置し、参加表明者から提出された企画提案書及びプレゼンテーションにより内容を別表の基準に基づき審査するものとする。なお、プレゼンテーションの開催日時、場所及び実施方法については、参加者に対して別途通知する。
- (2) 審査結果は選定決定後速やかに、全てのプロポーザル参加者に対し、書面により通知するとともに、プロポーザル参加者数、各プロポーザル参加者の総合点数、選定された者の名称を（一社）とちぎ農産物マーケティング協会ホームページに掲載する。
- (3) 審査委員会は非公開とし、審査結果に対する質問や異議申し立ては受け付けない。

7 契約の相手方の決定方法

- (1) 上記6により開催する審査委員会により順位付けを行い、随意契約の相手方となる候補者を選定する。
- (2) 委託業務の実施に際しては、企画提案書の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後に候補者とスカイベリーコンソーシアムとの間で企画提案書の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的条件などの協議や調整を行い、見積書を徴して契約の手続きを行う。
- (3) 協議が不調の時には、審査結果の上位の者から順に契約締結の協議を行う。

8 提出書類の取り扱い

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出された書類の内容の追加及び修正は認めない。
- (3) 提出された書類は、選考作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

9 失格事由

次の各号に該当した場合、参加者は失格になることがある。

- (1) 審査委員又は審査委員会事務局関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載していた場合。

10 その他

- (1) プロポーザルへの参加に要する一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても、企画提案者に帰属するものとする。また、選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、企画提案者に帰属するものとする。なお、栃木県は、企画提案者に対して提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わない。
- (3) 参加表明書提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。